			(表)								
		登	録	番	号						
		狩	猟	免	許						
				の賠	償						
放鳥獣猟区の区域の登録の有無											
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す る法律施行規則(以下「省令」という。)第65条 第1項第7号、第8号又は第9号の該当者か否か											
		の別									
	狩	猟者登録	申 請 書	<u>‡</u>		写真					
愛知県知事	耳 殿	年	月	日		3. 0cm×2. 4cm					
住 所	Ŧ	電話	()	愛知県	具税証紙貼付欄					
ふりがな		电印		<i>)</i>							
氏 名											
生年月日		年	月	日							
に狩猟の適正 り申請します (1) 狩猟者登 具の種類、	り、狩猟者登録を受い 化に関する法律(以 [*] 。 録を受けようとする 当該狩猟免許を与えて 免状の番号及び交付	下「法」という。 記 守猟免許の種類、 た都道府県知事々)第 56 使用し	条の規定に。 ようとする	よ 愛知県	具証紙貼付欄					
□網猟免許に係		都道府県知事名		 狩猟免状の番号		交付年月日					
る登録		The state of the s	知事	第	号	年 月	日				
□わな猟免許は	こ わな	都道府県知事名		狩猟免状の番号		交付年月日					
係る登録			知事	第	号	年 月	日				
□第1種	1 ライフル銃 2 散弾銃 系 3 空気銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)	都道府県知事名		狩猟免状の番号		交付年月日					
銃猟免許に係る登録			知事	第	号	年 月	日				
□第2種		所持する免許の)種類	□第1種銃猟免許 □		第2種銃猟免許					
銃猟免許に係	空気銃	都道府県知事名		狩猟免状	の番号	旁 交付年月日					
る登録	(圧縮ガスを使用) するものを含む。)		知事	第	号	年 月	目				
(2) 狩猟をする場所											
1 愛知県の区域全部			2 放鳥獣猟区の区域								

(3) 省令第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別										
□ 第7号(許可捕獲等をした者) □ 第8号(許可捕獲等に従事した者) □ 第9号(認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者) □ いずれでもない。										
(4) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の効力が法第 52 条第2項の規定により停止されたことの有無										
(ない場合には「無」と、ある場合には「有」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記入 すること。)										
免許の効力の停止の有無		停止の期間		年 月	目から	年 月	日まで			
(5) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許に係る登録を受けようとする者であって、銃器の所持について銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の番号及び交付年月日										
第1種 货猟免許		統・空気銃 持 許 可 証 第 号		号	交 付 年月日	年	月 日			
第2種 銃猟免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)									
(6) 省令第67条の要件に関する事項										
共 済 事 業	法 人 名	対 象 損	害	給	付 額	被共済	の期間			
	*									
	保険会社名	対 象 損	害	保 険	金額	被保险	魚 期 間			
損害保険契約	5 7									
資産保有										
(7) 職 業										
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職										

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
 - 3 (1)は、登録を受けようとする狩猟免許の種類の□の中に×印を記入し、使用しようとする猟具の 該当番号を○で囲むこと。

第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること。

第2種銃猟免許に係る登録を受けようとする者は、所持する免許の種類の欄の該当するものの \square の中に \times 印を記入すること。

- 4 (3)は、該当する口の中に×印を記入すること。
- 5 (7)は、職業を具体的に記入し、職業分類の該当番号を○で囲むこと。
- 6 太枠欄には、申請者は記入しないこと。
- 7 添付書類
 - ① 省令第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者である場合は、(3)の記入事項を証する書面
 - ② (6)の記入事項を証する書面
 - ③ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚(1枚は、申請書の写真欄に貼付すること。)